

## まん延防止等重点措置に伴う新座市の教育活動

## 1 概要

県内において急速に感染拡大が続いていることから、これまで以上に緊張感をもち、感染防止対策を徹底する。

- (1) 期間 まん延防止等重点措置が解除されるまで  
 (2) 対象 新座市立小・中学校

## 2 対応

## (1) 感染防止対策の徹底

- ① 健康観察の徹底：検温・健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しない。登校後に体調を崩した場合は、直ちに帰宅させる対応を行う。
  - ② 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施  
気候上可能な限り、常時換気を徹底する。
  - ③ 給食時の感染対策の徹底：給食時は対面での食事を避けること。また、食事時の会話は禁止し、食事後の会話ではマスクを着用する。
  - ④ 直行直帰の徹底：登下校ではマスクを着用し、家庭からの直行直帰を徹底する。
- (2) 学習活動の取扱い：「**感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動**」は、地域の感染状況を踏まえつつ、実施の可否も含め慎重に判断する。実施する場合は、可能な限り飛沫防止ガードを活用する等、感染防止対策を徹底する。
- (3) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事：緊急事態宣言が発令された際には延期または中止とする。まん延防止等重点措置期間中は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施に向けた検討を行う。

- (4) 社会科見学等の泊を伴わない校外行事：実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情を踏まえ、感染防止対策の徹底や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。
  - (5) 令和3年度卒業証書授与式について：原則として児童生徒及び教職員、保護者で実施する。保護者の参加については身体的距離が確保できる人数とし、各校の実情によるものとする。
  - (6) 集会活動の実施について：全校児童生徒が参加する、一堂に会する集会計画は、実施の目的や必要性を踏まえ、実施の可否や形態について各校で検討する。
  - (7) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障等について  
臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、また、規則正しい生活習慣の維持や学校と児童生徒の関係性の継続が大切であることから、ICT等を積極的に活用することを含め、学習保障等に努める。
  - (8) 感染が不安で休ませたいと相談があった場合について：合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とする等、柔軟な取扱いとし、オンライン学習を組み合わせたハイフレックス型の授業を積極的に取り入れ、児童生徒の学びの継続に取り組む。
  - (9) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。
- ※部活動については、『まん延防止等重点措置に伴う新座市立中学校の部活動について』を参照する。